

お客様が鉄道を安全に利用されるためのしおり



平成24年10月

甘木鉄道株式会社

目次

第1章 本しおりの趣旨	1	第3節 踏切道における心得	10
第1節 背景		1 歩いてまたは自転車で通るとき	
第2節 目的		2 自動車を通るとき	
第3節 基本的な心構え		3 踏切道内に閉じ込められたとき	
		4 踏切道にある安全設備等	
		5 妨害行為等の禁止	
第2章 利用者等の心得	2	第4節 線路周辺における心得	13
第1節 プラットホームにおける心得		1 線路周辺にいるとき	
1 プラットホームを移動するとき		2 妨害行為等の禁止	
2 黄色線			
3 列車を待つとき			
4 列車に乗るとき、降りるとき			
5 ドアが閉まる時			
6 そのほか注意しなければならないこと			
7 プラットホームから線路内に転落したとき			
第2節 列車内における心得	5		
1 危険物持込の禁止			
2 吊り革や手すり			
3 車両のドアの近くにいるとき			
4 そのほか注意しなければならないこと			
5 車内にある安全設備等			

第1章 本しおりの趣旨

第1節 背景

鉄道は、地球環境への負荷が少なく、大量輸送に向き、安定した運行に優れ、多様かつ安定した運賃設定で利用できるという特徴を持っています。一方、鉄道の利用の仕方をあやまると悲惨な事故が起ったり、長時間にわたり列車の運転を中止することにつながり、他の利用者に多大な被害、迷惑をかけることがあります。今日、鉄道事業者以外に起因する事故や遅延などが多く発生しています。これらに対して、鉄道事業者だけで安全対策を実施するのはなかなか難しく、また、その費用も膨大となり対応できる状態ではありません。鉄道の安全性、安定性のより一層の向上のためには、鉄道事業者による安全対策の充実に加え、鉄道利用者及び関係する方々の理解と協力が不可欠なものとなっています。

第2節 目的

この手引きは、鉄道利用に関して、鉄道事業者が設置している各種安全設備、安全の仕組みなどについて、より一層の利用者の理解と協力を得ることにより、鉄道の安全性、安定性を高め、健全な発展を図ることを目的としています。

第3節 基本的な心構え

鉄道は、多くの人と一緒に利用する公共交通機関です。一人でも自分勝手に行動する人がいると、悲惨な事故が起きたり、運行が混乱したりなどして、周りの人に多大な被害、迷惑をかけることがあ

ります。利用者は鉄道事業者が設置している各種安全設備、安全の仕組みなどに関して正しい知識を持ち、利用の方法を身につけておくとともに、いざという時にこれらをためらいなく正しく使うことができるようにしていただきたい。また、友人や家族、特に子どもたちに折に触れて教えてあげていただきたい。

第2章 利用者等の心得

第1節 プラットホームにおける心得

プラットホームでは、プラットホームからの転落、列車との接触などによる死亡、重傷を負う事故が発生しています。本節の安全設備、安全の仕組みなどに関して正しい知識を持ち、守るよう努めましょう。

1 プラットホームを移動するとき

○プラットホームでは、駆けたり、物などを振りまわしたりなどせず、また、周りの人の動きに注意しましょう。

※プラットホームから線路内に転落したり、列車と接触したりするなどの事故につながるおそれがあります。

2 黄色線

○プラットホームを歩くときは、黄色線の内側（ホーム中央寄り）を歩きましょう。

※黄色い線は、目の不自由な人が、プラットホームを安全に移動できるように設置されているものでもありますので、目の不自由な人が近くにいるとき、黄色線を遮ったりなどしないように注意しましょう。

3 列車を待つとき

- 列車を待つときは、黄色線の内側（ホーム中央寄り）で、表示されている列車停止位置目標付近に整列して、プラットホームを通行する人を妨げないようにしましょう。特に朝の通勤・通学時間帯は、混雑しますので協力しましょう。
- 線路内に、物など落としたときは、駅係員が居る場合は駅係員に知らせましょう。無人駅でいつでも退避できるような場所では、列車の進入に十分注意し拾ってください。

4 列車に乗るとき、降りるとき

- 列車に乗り降りするときは、周りの人を押しやりせず、降りる人を優先にして、順番に乗り降りしましょう。このとき、プラットホームにいる人は、降りる人が降りやすいよう場所を譲りましょう。
- プラットホームに列車が停止しているときであっても、車両と車両の連結部分に隙間がある場合もあるので注意しましょう。
※列車とプラットホームの隙間に落ちたりすることがありますので注意しましょう。

5 ドアが閉まるとき

- ドアが閉まる案内、チャイムがなったときや閉まりかけているときは、無理に乗り降りせず、次の列車を待ちましょう。
※駆け込み乗車は、危険です。注意しましょう。
- 万が一、閉まるドアに身体や物などを挟まれたときは、周りの人に大きな声で知らせ、運転士などに助けを求めましょう。
※鉄道の車両のドアは、エレベーターと異なり、ドアが閉まる途中で身体や物などが挟まれても、自動的にドアが開く構造にはなっていません。

6 そのほか注意しなければならないこと

(1) お酒を飲んだときなど

- お酒を飲んだとき、体調が悪いときなどは、プラットホームの中央よりを十分に注意して歩き、列車を待ちましょう。
- プラットホームで気分が悪くなったときは、プラットホームから線路内に身体など出したりせず、トイレなどに行きましょう。
※特に、プラットホームから線路内に転落したり、列車と接触したりするなどの事故につながるおそれがあります。

(2) 携帯電話やヘッドホンステレオなどを使用しているときなど

- プラットホームの中央よりを十分に注意して歩き、列車を待ちましょう。
※特に、プラットホームから線路内に転落したり、列車と接触したりするなどの事故につながるおそれがあります。

(3) ベビーカーや車椅子などを使用しているときなど

- プラットホームでベビーカーや車椅子などを使用して、列車を待つときは、ベビーカーや車椅子などのストッパーをかけ、さらに、目を離さないようにしましょう。
※プラットホームには雨水などの水はけをよくするため傾斜がついている場合もあり、ベビーカーや車椅子などが傾斜により動き出し、プラットホームから線路内に転落したり、列車と接触したりするなどの事故につながるおそれがあります。

○特に、ベビーカーなどを使用して列車の乗り降りをするときは、列車とプラットフォームの間にまたがり、ベビーカーなどを抱えて乗り降りするようにしましょう。

○周りの人も、ベビーカーを利用している人を先に列車に乗り降りさせてあげるなど配慮してあげましょう。

○ドアが閉まる案内及びチャイムが鳴ったときや閉まりかけているときは、無理に乗り降りせず、次の列車を待ちましょう。

※閉まるドアにベビーカーなどの車輪を挟まれたまま列車が動き出すなどのおそれがあります。

7 プラットホームから線路内に転落したとき

○進入してくる列車から直ちに退避するため、線路外又はホーム下に退避できるスペースがある場合は、その箇所に避難しましょう。

第2節 列車内における心得

列車内では、列車がカーブやポイントを通過するときなどの揺れによる乗客の転倒などが発生しております。本節の各種安全設備、安全の仕組みなどに関して正しい知識を持ち、守るよう努めましょう。

1 危険物持込みの禁止

○列車内に危険物を持ち込んではいけません。不審物や不審者を見つけたときには、運転士又は甘木駅に知らせましょう。

※危険物がこぼれたり、漏れ出したりなどすると、周りの人に危害を与えたり、迷惑を及ぼしたり、安全確認のため、列車が遅れ、周りの多くの人にも迷惑をかけるなどのおそれがあります。

2 吊り革や手すり

○列車が走行しているときは、吊り革や手すりにつかまりましょう。

※列車がカーブやポイントを通過するとき、事故防止のために急停止するときなど、急に揺れたりすることもあるので、転倒するなどのおそれがあります。

※吊り革や手すりは、座席に座ったり立ったりするときや移動するときなどの補助としても利用できます。

3 車両のドアの近くにいるとき

○車両のドアの近くにいるときは、ドアに寄りかかったり、手や足をついたり、物などを置かないようにしましょう、また、ドアのステップ部には立たないでください。

※ドアが開くときに、手や足、物などが引き込まれたり、ドアが開きにくくなったりするおそれがあります。

4 そのほか注意しなければならないこと

(1) ベビーカーや車椅子などを使用しているとき

○ベビーカーや車椅子などを使用して列車内に乗っているときは、ベビーカーや車椅子などストッパーをかけ、さらに、目や手を離さないように注意しましょう。

※列車がカーブやポイントを通過するとき、事故防止のために急停止するときなど、急に揺れたりすることもあり、ベビーカーや車椅子などが動き出したり、転倒するなどの事故につながるおそれがあります。

(2) 運転中の運転士には緊急な場合以外は、話しかけないようにしましょう。業務を妨げることとなり、安全運行が確保できません。

5 車内にある安全設備等

(1) 車内非常通報装置（車内非常通報ボタン）

設置箇所は車内中央部に設置しています。

○列車内で不審者や不審物を発見した場合、トラブルがあった場合など、緊急で運転士に知らせる必要があるときは、ためらわずに車内非常通報装置を使用しましょう。

○いたずらなど非常の場合以外には、使用してはいけません。

※安全確認のため、列車が遅れ周りの多くの人にも迷惑をかけるなどのおそれがあります。いたずらなどで使用すると法律により罰せられる場合があります。

（写真は9ページにあります）

(2) 非常用ドアコック

○列車内で火災が発生したとき、係員から指示があったときなどは、非常用ドアコックを使用しましょう。車両のドアを手動で開けることができるようになります。

○列車内で不審者や不審物を発見、急病人、けんかなどを見つけたとき、荷物がドアに挟まったときなどは、非常用ドアコックを使用してはいけません。

○列車外に脱出するときは、足場に十分に注意しましょう。

○いたずらなど非常の場合以外には、使用してはいけません。

※列車から転落したりするなど事故につながったり、安全確認のため、列車が遅れ、周りの多くの人にも迷惑をかけるなどのおそれがあります。いたずらなどで使用すると法律により罰せられる場合があります。



写真① 非常用ドアコック
（各扉用 開けた状態）



写真② 非常用ドアコック
（全扉用 開けた状態）

(3) 消火設備

○走行中の列車内で火災が発生したときなどは、車内に消火器が設置してありますので、ためらわずに使用して初期消火をしましょう。

※火災が隣の車両に拡大したり、煙が発生して、被害が大きくなるおそれがあります。



消火器(車内備え付け)

(4) 車内非常停止装置

設置箇所は車内中央部に設置しています。

- 列車内で火災が発生したときなど列車を急いで停止させたいときには、車内非常停止装置が設置されているので使用しましょう。ただし、橋梁など列車が停止しても外部に安全な避難場所が確保できない箇所は避けてみましょう。
- いたずらなど非常の場合以外には、使用してはいけません。

※安全確認のため、列車が遅れ周りの多くの人にも迷惑をかけるなどのおそれがあります。いたずらなどで使用すると法律により罰せられる場合があります。



写真 車内非常停止装置及び通報装置



第3節 踏切道における心得

踏切道では、通行者の無理な横断、停滞による死亡、重傷を負う事故などが発生しています。本節の各種安全設備、安全の仕組みなどに関して正しい知識を持ち、守るよう努めましょう。

1 歩いてまたは自転車で通るとき

- 踏切道を通るときは、手前で止まって、左右の安全を確かめましょう。一方からの列車が通り過ぎても、すぐ反対方向から別の列車がくることがあるので、十分に注意しましょう。
- 警報機が警報しているとき（警報音が鳴動、閃光灯が点灯）は、踏切道内に入ってはいけません
- 踏切道には遮断機も警報機もないものがありますので、踏切道を通る前に接近してくる列車がないか安全確認しましょう。
※踏切道の安全確認を怠ると、列車と接触するといった思わぬ事故につながるなどのおそれがあります。
- ベビーカー、車椅子、自転車などで踏切道を通るときは、できるだけ線路に対して直角に通行する等、車輪が線路の溝にはまらないようにしましょう。また、踏切道の端に寄りすぎないようにしましょう。
※踏切道内で車輪が線路の溝にはまって転倒したり、脱輪したりして、踏切道を渡りることができず、列車と接触するといった思わぬ事故につながるなどのおそれがあります。
- 自転車で通るときは、踏切道は狭い空間で車や歩行者が行き来する場所であり、安全に通行するために自転車から降りて押して渡るようにしましょう。

2 自動車を通るとき

○踏切道を通るときは、手前で止まって、左右の安全を確かめましょう。一方からの列車が通り過ぎて、すぐ反対方向から別の列車がくることがあるので、十分に注意しましょう。

○警報機が警報しているときは、踏切道内に入ってはいけません

○踏切道には遮断機も警報機もないものがありますので、踏切道を通る前に接近してくる列車がないか安全確認しましょう。

※踏切道の安全確認を怠ると、列車と接触するといった思わぬ事故につながるなどのおそれがあります。

○前方の自動車に続いて漫然と踏切道に進入するのではなく、踏切道の前方に安全に通過できる余地を確認してから進入しましょう。

○できるだけ線路に対して直角に横断しましょう。また、踏切道の端に寄りすぎないようにしましょう。

※前方の自動車が踏切道の出口を塞いでしまったときなどは、踏切道を渡りきることができず、接近している列車と接触したり、脱線といった重大な事故につながるなどのおそれがあります。

○交通規制により通行を禁止されている車種では、踏切道を通ってはいけません。

○大型・中型自動車は、普通自動車に比べ、車体が高いことから、通行できる高さ制限以下であることをしっかりと確認してから通りましょう。

○特に、荷台の積載物の高さが通行できる高さ制限をこえてしまうことがあるので注意しましょう。

※踏切道内で、脱輪したり、遮断機などに衝突したりして、踏切道を渡りきることができず、接近している列車と接触したり、脱線といった

重大な事故につながるなどのおそれがあります。

3 踏切道内に閉じ込められたとき

○自動車で踏切道内に閉じ込められたときには、ゆっくり前進して遮断かんを押し上げて、踏切外へ脱出することができます。

○踏切道内から脱出するときに、遮断かんを壊してしまったら甘木駅（電話 0946-23-1900）に知らせてください。

※遮断かんが故障したままの状態では、他の通行者や自転車が列車と接触するといった事故につながるなどのおそれがあります。

4 踏切道にある安全設備等

(1) 踏切支障報知装置（非常ボタン）

○踏切道で自動車などが立ち往生したときなど、線路を支障していることを、急いで乗務員や駅係員に知らせたいときは、踏切支障報知装置（非常ボタン）を使用しましょう。

○緊急時の連絡先の表示がある場合には、すみやかに連絡しましょう。

○踏切支障報知装置（非常ボタン）が設置されていない踏切道では、自動車に搭載されてある発炎筒などで進行してくる列車に危険を知らせましょう。

○警察に通報したいときに、使用してはいけません。

※安全確認のため、列車が遅れ多くの人にも迷惑をかけるなどのおそれがあります。いたずらなどで使用すると法律により罰せられる場合があります。



踏切支障報知装置（非常ボタン）

5 妨害行為等の禁止

- 線路内への置石、ゴミ捨てなど、列車の運行に支障となることをしてはいけません。法律により罰せられる場合があります。
※列車の脱線といった重大な事故につながるなどのおそれがあります。
これらの行為を目撃された場合は、甘木駅（電話 0946-23-1900）または警察にお知らせ下さい。
- ※踏切道における支障事故が原因で支障時間が1時間未満の輸送トラブルによっても、1千万円を超える社会経済への影響が生じる可能性があります。

第4節 線路周辺における心得

1 線路周辺にいるとき

- 線路は道路ではありません。踏切道以外の場所を通ったり、線路内に立ち入ってはいけません。
※列車と接触するといった思わぬ事故につながったり、列車が遅れ多くの人にも迷惑をかけるなどのおそれがあります。

- 強い風が吹いているときは、業務用ビニールなどをしっかり固定するなど風で飛ばされないようにしましょう。
- 線路周辺でのクレーン作業などをするときは、注意しましょう。
※列車と接触するといった思わぬ事故につながったり、列車が遅れ多くの人にも迷惑をかけるなどのおそれがあります。
※線路から5m以内の近接作業を行う場合は、必ず連絡し事前に承認を得てください。

2 妨害行為等の禁止

- 列車に向かって石を投げたり、線路内に石を置いたり、駅や車両などへの落書きをしてはいけません。見かけたときは、甘木駅（電話 0946-23-1900）や警察へ連絡してください。
※列車内にいる人がけがをしたり、脱線といった重大な事故につながったり、列車が遅れ多くの人にも迷惑をかけるなどのおそれがあります。
法律により罰せられる場合があります。
- ※線路内立入が原因で支障時間が1時間未満の輸送トラブルによっても、1千万円を超える社会経済への影響が生じる可能性があります。